

あゆコロちゃんクラブ規約

(目的)

第1条 この規約は、厚木市（以下「市」という。）におけるシティセールスの推進に際し、あつぎのファンとして市を応援していただける方々に、市の魅力及び特性を広く市内外へPRしていただくために設置する「あゆコロちゃんクラブ(以下「クラブ」という。）」について、その取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブログ ウェブ上の記録を意味するウェブログの略で、個人の日記などを簡便な方法で作成し、公開することができるウェブ等サイトをいう。
- (2) 口コミサイト 商品、人物、集団（企業・機関）、サービスその他の物事に関する評判又は噂を扱うインターネット上のサイトをいう。
- (3) SNS インターネット上で知人ネットワークが構築できるソーシャル・ネットワークワーキング・サービスをいう。

(入会)

第3条 クラブへは、市内外を問わず「あつぎ」が好きで、あゆコロちゃんに親しみを持ち、クラブの趣旨に賛同できる方、かつ、電子メールのアドレス（パソコン又は携帯電話等）を持っている高校生以上の方であれば、誰でも入会の申込みをすることができる。

2 クラブに入会しようとする者は、あらかじめ、あゆコロちゃんクラブ入会申込書（以下「入会申込書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により入会申込書の提出があった場合は、入会を承認し会員証を交付するものとする。

(会員の活動)

第4条 前条第3号の規定により会員証の交付を受けた者（以下「会員」という。）の活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の魅力又は出来事について、口コミ、ブログ、口コミサイト、SNS、新聞、雑誌等で情報発信する。
- (2) 市を紹介したリーフレット、ポストカードその他のシティセールスグッズを活用し、本市のPRを行う。
- (3) その他自分でできる方法でのPRを行う。

(会費及び報酬)

第5条 会費は無料とし、報酬は無報酬とする。

(会員の遵守事項)

第6条 会員は、クラブでの活動において、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 市の信用及び品位を害する行為。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為

- (3) 他の会員、市又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 他の会員、市又は第三者に不利益を与える行為
- (5) 選挙運動又はこれに類似する行為等公職選挙法に違反する行為
- (6) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援、又は公認する行為。
- (7) クラブの運営を妨害する行為

(会員情報の変更)

第7条 会員は、届出の情報の内容に変更があった場合、速やかにその内容についてクラブの庶務まで届け出るものとする。

(会員資格の取消し)

第8条 市長は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) この規約に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 入会の申込みの内容に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 会員本人から会員資格の取消しの申出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(庶務)

第9条 クラブの庶務は、シティセールス主管課において処理する。

(個人情報)

第10条 個人情報の取扱いは、厚木市個人情報保護条例に基づいて厳格に行うものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成23年9月20日から施行する。
- 2 平成26年3月末日までに入会した会員の資格については、有効期限を平成26年3月末日までとする。ただし、市長は、会員の了承を得た上、会員資格を更新することができる。